

別紙1

区民意見（パブリックコメント）

意見等と区の考え方

計画名称のこと（2件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	カタカナ英単語による表現を控えていただきたい。「インクルージョン」「コンセプト」「ライフステージ」「メンタルヘルス」「アクセス」「インクルーシブ」といった表現は、感心しない。日本語で明解な表現を心がけて欲しい。この中でも特に「インクルージョン」「インクルーシブ」は頂けない。区民の理解を求める文章の中では、曖昧さができるだけ排除した読み解きを導けるよう、ちゃんとした日本語表現をお願いします。	近年、多様な人々が、それぞれの生き方を尊重され、排除されることなく、同じ社会の一員として受け入れられるインクルージョンの考え方方が、これまで以上に大切なことから、区の障害福祉に関する計画の名称を「インクルージョンプラン」としたいと考えています。インクルージョンという言葉や考え方方が広まるよう、今後とも努めてまいります。
2	カタカナ語の呼称は、わかりづらいです。インクルージョンとしながら、殆ど精神的・身体的な障害者だけを対象としていますが、シングルマザー、寡婦、寡夫、両親のいなくなった子ども、収入の極端に少ない者、ホームレス、あるいはいじめ対象者など、社会的弱者すべてを支えるのがインクルージョンという言葉だと思います。	近年、多様な人々が、それぞれの生き方を尊重され、排除されることなく、同じ社会の一員として受け入れられるインクルージョンの考え方方が、これまで以上に大切なことから、区の障害福祉に関する計画の名称を「インクルージョンプラン」としたいと考えています。インクルージョンという言葉や考え方方が広まるよう、今後とも努めてまいります。

計画の基本的な考え方のこと（20件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	計画における「障害者」の表記について、「障がい者」と記載すべきである。	区では、本計画及び令和5年1月に施行した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」に基づき、障害は当事者の心身機能の制約だけではなく、取り巻く社会環境の側にもあるという「障害の社会モデル」の考え方を基本として、心身の機能に障害のある方だけでなく、多くの区民が、互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、共に暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会の実現をめざすこととしております。また、障害の社会モデルの考え方は、国の障害者基本法にも定められており、区としては、「障害」の表記について、法令や制度等の表記に合わせ、「障害」という表記を使用しております。文言の使い方については、国等の今後の動向にも留意してまいります。
2	計画における「障害」の対象者は、身体的な障害者を意味するのか、又は精神的な障害者を含むのか、それとも両者を含むのかが不明である。障害者について、身体的障害者と精神的障害者、さらには両障害を抱えている者が対象であることを、明確にすべきであり、また、そうした方が分かりやすいと考えるがどうか。	「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」では、「障害」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害をいう。」と定めております。本計画においては、この条例を踏まえた施策を位置付けてまいります。

意見番号	意見概要	区の考え方
3	この計画の「インクルージョン」という考え方とは、精神的障害者をサポートする制度である「成年後見制度」の「ノーマライゼーション」という考え方と類似しており、この計画のインクルージョンは、ノーマライゼーションと同じなのか。	令和6年度からの計画の名称に使用している「インクルージョン」については、多様な人々が、それぞれの生き方を尊重され、排除されることなく、同じ社会の一員として受け入れられるという考え方に基づいています。現在（令和3年度から令和5年度まで）の計画の名称には「ノーマライゼーション」を使用していますが、障害のある人もない人も区別されることなく、互いに支え合い、地域で豊かに暮らしていく社会をめざすノーマライゼーションの考え方を継承しながら、近年増加している複雑・複合化する課題への対応や、地域共生社会に関する社会状況の変化等を踏まえ、全ての区民が個々の特性や経験を含めた多様性を尊重し、その存在と価値観を相互に認め合い、誰一人取り残さないことをめざすため、計画の名称に「インクルージョン」という言葉を使用しています。
4	計画の中に「施策構築のための3つの視点」が掲げられており、その中の「①当事者参加　当事者の意思決定支援や主体的な参加を考慮しているか。」という記載がある。この点は、成年後見制度の理念の中の「自己決定(権)の尊重」という考え方と共通している。成年後見制度の対象者は、判断力が低下したものを対象として後見人等がサポートする制度であるが、身体的障害者に対する意思決定支援と精神的障害者に対する自己決定の尊重は同一に論じられないため、それぞれについて分けて記載すべきではないかと考えるがどうか。	本計画における施策展開の考え方には、視点の1つとして「当事者参加」を設定しており、そのためには、当事者の意思決定支援や主体的な参加を考慮すること大切です。ご指摘のとおり、意思決定支援と自己決定の尊重は分けて考えるものであり、実際の支援にあたっては、個々の状況等に応じて適切に対応していくものと考えます。
5	計画内の取組について、単に「障害」と掲げられているだけであり、その取組は、身体的障害者あるいは精神的障害者、いずれの取組であるのか不明である。両者は、異なる取組が必要になるので、両者を分けて、それぞれの「計画」、「基本理念」、「行政コンセプト(支援者の行動の基本的な考え方)」、「施策構築の視点」、「重点取組」等を掲げれば、全体の内容がより明瞭になると考える。	「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」では、「障害」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害をいう。」と定めております。本計画では、基本理念や行動コンセプト、施策展開の考え方等について、障害種別で分けずに、広く捉えて考えてまいります。

意見番号	意見概要	区の考え方
6	冒頭の導入部に「障害福祉サービス等のサービス量等を定めます。」との文章があるが、「量」と言うからには、「単位」があると思われるが、不明瞭である。明解な表現に改めていただきたい。	今回公表した案の第4章「5. 成果目標等」において、国が示す「障害福祉サービス等の基本的な指針」やこれまでの区の実績等を踏まえた具体的な目標を設定し、記載しております。
7	基本理念の冒頭部分に「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して」という表記がありますが、この「障害のある人もない人も」という表記は、「障害のある人」と「障害のない人」の2者が対立した概念で存在するというイメージを強く感じます。どのような障害のある方であっても地域社会が包摂するという意味合いを込め、当該部分を「どのような障害があっても その人の人格や個性が尊重され」という表記に修正していただきたいと考えます。	本計画では地域共生社会の基本的な概念である「社会的包摂」の実現をめざすため、障害のある人のみならず障害のない人に対しても、生活のあり方を自ら選択・決定することができる状態とするための施策を推進していくことを明示する意図で「障害のある人もない人も」という表現を使用しています。
8	「計画策定の背景」あるいは「基本理念」の中で、「障害者における自立生活」の障害者自身による取組みの歴史的経緯とその有用性、結果として何人もの重度障害者が24時間の他人介助を入れながら世田谷の地域の中で一人暮らし等の自立生活を送っている事実、それを世田谷区は行政として支援してきた事実を明記してください。	本計画では、基本理念に記載する「住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」をめざし、障害者の自立生活の支援も含め、施策に取り組んでまいります。さらに、「第4章 施策の取組」「61.希望する暮らし方を支える体制の強化」において自立生活の状況や一人暮らしを含めた希望する暮らしを選択できるよう地域の関係機関が連携する体制を強化する旨、明記しております。
9	法律はどうあれ、障害は障がい又は障碍にして欲しいです。	区では、本計画及び令和5年1月に施行した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」に基づき、障害は当事者の心身機能の制約だけではなく、取り巻く社会環境の側にもあるという「障害の社会モデル」の考え方を基本として、法令や制度等の表記に合わせ、「障害」という表記を使用しております。文言の使い方については、国等の今後の動向にも留意してまいります。
10	せたがやインクルージョンプランに性的マイノリティについての記述がないことに疑問をもちました。性的マイノリティの当事者はどの年代にも存在し、区民として生活をしています。全ての計画に性的マイノリティが障害当事者としても存在するということを念頭に計画を進めてください。	いただいたご意見もふまえ、本計画が主に寄与するSDGsのゴールに「5 ジェンダー平等を実現しよう」を加えるとともに、ジェンダーに配慮した記載も盛り込み、計画策定を進めてまいります。

意見番号	意見概要	区の考え方
11	<p>性的マイノリティは子どものころからの差別や偏見、いじめなどにより精神障害を患うケースが少なくありません。自殺率の高さが精神疾患者数の多さを物語っているように思います。複合的な課題を抱える方に対する相談支援【重点2】(p62)にダブルマイノリティである性的マイノリティを明確化してください。</p>	<p>いただいたご意見もふまえ、本計画が主に寄与するSDGsのゴールに「5 ジェンダー平等を実現しよう」を加えるとともに、ジェンダーに配慮した記載も盛り込み、個別施策を進めてまいります。</p>
12	<p>世田谷区地域保健福祉審議会委員名簿(p111)を見ると、障害当事者がいるのかどうか不明ですが、「本計画は、当事者を中心として、区、事業者、関係機関、障害者団体等が協力・連携して推進します。」(p105)で書いてあるように当事者が中心のように思えません。「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という障害者の権利条約の理念をどこに反映させているのか、どうやって当事者中心で行っているのか、お知らせください。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、区の障害者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために「世田谷区地域保健福祉審議会」の部会として設置している「世田谷区障害者施策推進協議会」において複数の障害当事者委員に参画いただき、ご意見をいただきながら策定に向けた検討を進めています。</p>
13	<p>「計画策定の背景」あるいは「基本理念」の中で、何人の重度障害者が24時間の他人介助を入れながら世田谷の地域の中で一人暮らし等の自立生活を送っている事実、それを世田谷区は行政として支援してきた事実を明記してください。</p>	<p>本計画では、基本理念に記載する「住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」をめざし、障害者の自立生活の支援も含め、施策に取り組んでまいります。さらに、「第4章 施策の取組」「61.希望する暮らし方を支える体制の強化」において自立生活の状況や一人暮らしを含めた希望する暮らしを選択できるよう地域の関係機関が連携する体制を強化する旨、明記しております。</p>
14	<p>世田谷区が、ダイバーシティーとインクルージョンを促進しようとする視点に立つことは、大規模な人口を抱える自治体として大変望ましいことだと思います。今回のプランは、障害のある人を念頭に多様性を考えているようですが、LGBTQや国籍などのルーツについても積極的に多様性を認めた視点が求められるのではないかでしょうか。ノーマライゼーションという言葉には違和感があったので、インクルージョンという言葉になつたのはよいことだと思いました。障害者権利委員会による日本政府の勧告などが指摘されているのは、評価できると思います。区には、日本政府の考えるよりも先を見据えたダイバーシティーとインクルージョンを促進するような施策の立案と実施を望みます。</p>	<p>いただいたご意見もふまえ、引き続き計画策定に取り組んでまいります。</p>

意見番号	意見概要	区の考え方
15	全体を通して「多様な性とセクシュアリティ」に配慮した視点が足りない。	いただいたご意見もふまえ、本計画が主に寄与するSDGsのゴールに「5 ジェンダー平等を実現しよう」を加えるとともに、ジェンダーに配慮した記載も盛り込み、計画策定を進めてまいります。
16	<p>全体をとおして「ジェンダーの視点」が足りないように感じます。具体的には以下の3点について、保健や福祉の分野をえて人権や教育に配慮した視点を計画に入れてほしいです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「多様な性とセクシュアリティ」 2. 「包括的性教育」 3. 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」 	いただいたご意見もふまえ、本計画が主に寄与するSDGsのゴールに「5 ジェンダー平等を実現しよう」を加えるとともに、ジェンダーに配慮した記載も盛り込み、個別施策を進めてまいります。
17	LGBTQ（性的少数者）と性的多数者の方との共生も重要な課題であるとして取り上げていただきたいと思います。 LGBTQ（性的少数者）についての章を計画の中に新たに設けて下さい。	いただいたご意見もふまえ、本計画が主に寄与するSDGsのゴールに「5 ジェンダー平等を実現しよう」を加えるとともに、ジェンダーに配慮した記載も盛り込み、計画策定を進めてまいります。また、新たな章立てにつきましては、「世田谷区多文化共生プラン」等の他計画との調整も含めて検討が必要となるため、次期計画策定に向け参考とさせていただきます。
18	医療的ケア児（者）と並び、強度行動障害児（者）を明記した施設をお願いいたします。	「強度行動障害児（者）への支援施策」については、いただいたご意見や国が示す方針も踏まえ、区としての方向性について検討してまいります。
19	基本理念の内容に賛成です。けれども、理念に沿った社会の実現には、インクルーシブ教育が生かされることが要として重要だという考え方を明記することが肝腎ではないでしょうか。	区として計画の基本理念及び地域共生社会の実現のためには「インクルーシブ教育の推進」は重要であると考えており、それに向けて「インクルーシブ教育推進に向けた土台づくり」を重点的な取り組みに位置づけています。
20	「当事者の選択を支える」とありますが、この件に関しては、幼稚園、保育園時代から障害のある子もない子どもも、同じ場でお互いがお互いを知り合っていく方が支援を支える基礎ができるのではないかでしょうか。	「当事者の選択を支える」ための支援などを行っていただくために、幼少期から障害の有無や障害種別にかかわらず、障害理解の促進を行っていくことは重要であると考えております。いただいたご意見もふまえ、今後の取り組みについて検討してまいります。

「基本目標1 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消」
に関するご意見（11件）

「中項目（1）理解する」について（7件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	学生のころ障害に対する自認がなかったので周りには理解されず、生きづらさを感じていたけど、理由が分からなかった。子供たちに当事者が出来て話をすることで、色々な気づきが生まれるのではないか。	本計画の基本理念である「地域共生社会の実現」をめざすため、障害に対する理解を促進する取り組みは非常に重要であると考えています。現在区では小学生を対象として、聴覚障害に対する理解の促進を目的とした手話講師派遣事業や、差別解消に関する出前講座などを実施しているところですが、いただいたご意見もふまえ、今後の取り組みについて検討してまいります。
2	子供たちへの教育。障害を持っている子供が地域で安心して生活するために子供どうしのつながりをつくる。近所づきあいも含める。児童館での交流ができるように。	本計画の基本理念である「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」をめざすためには、子どもたちの障害理解を進めていくことも非常に重要である考えております。いただいたご意見もふまえ、今後の取り組みについて検討してまいります。
3	重点取組3、7について、狭い意味の関係者だけにとどまらず、障害に対する理解を促す仕組みが必要だと思います。	本計画の基本理念である「地域共生社会の実現」をめざすため、広く障害に対する理解を促進する取り組みは非常に重要であると考えています。いただいたご意見もふまえ、今後の取り組みについて検討してまいります。
4	相互理解について、当事者と出会う接点がなかなか無く、改めて出会うと少し素直に対すことができないかもしれないため、まず当事者と出会う場が必要ではないか。	本計画でめざす地域共生社会の実現においても、SDGsの達成においても、一人ひとりの違いを認め合い、受け入れることは「インクルーシブ社会」の重要な要素であり、障害者が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らすには、そうした周囲の理解と受け入れによる包容ある地域づくりが必要です。そのため、いただいたご意見もふまえ、障害者や障害に対する理解を区民全体で深められるよう交流の機会を充実させるための施策に取り組んでまいります。
5	「障害理解促進・差別解消」について、障害の社会モデルの考え方や障害者等への接し方について多様な方法による周知が必要ではないか。テレビ番組で障害のある方のアートを見て感動することがある。生活の日常を映像にして発信することも一つの方法と思う。	障害理解促進や差別解消の普及啓発にあたり、身近な生活の中など様々な場面で、障害に触れる・知る機会があることは非常に重要であると考えています。「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」に基づき、いただいたご意見もふまえ、今後の障害理解促進や差別解消に関する普及啓発の取り組みを検討してまいります。
6	小学校総合学習の授業や社会福祉協議会の福祉体験、区職員に対する福祉体験研修等で聴覚障害の理解のための手話の講習や車椅子体験と並び、知的障害理解のための理解啓発の取り組みも入れてください。	障害理解の促進にあたっては、身体障害に限らず幅広く理解を進めることが重要であると考えております。現在、令和4年度に施行された「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」についてのパンフレットの作成を進めておりますが、幅広く理解を促すような内容とする予定です。知的障害に関する理解啓発についても、いただいたご意見もふまえ、今後の取り組みについて検討してまいります。

意見番号	意見概要	区の考え方
7	インクルーシブ社会の実現に向けては、周囲の人たちの理解浸透もさることながら、学校、職場や社会生活の場において、障害の有無や障害種別にかかわらず、誰もが自然に参画できている状態を目指すべき姿といえます。また、社会の中に障害者が参画することにより、一層周囲の人たちの障害に対する理解が増すことも期待できます。	ご意見をいただいているとおり、社会の中に障害者が参画することで周囲の人間の障害への理解が増すことだけでなく、周囲も豊かな時間を見い出すことができるとしても、インクルーシブ社会において非常に重要な効果であると考えております。区ではインクルーシブな地域共生社会の実現をめざして令和4年度に「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定しました。この条例に基づき、地域共生社会に向けた取り組みを進めてまいります。

「中項目（2）守る」について（4件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	「(2) 守る－当事者を権利侵害から守る－」において、成年後見制度の記載については、「障害者の権利に関する委員会 第27会期 日本の第1回政府報告に関する総括所見」（「国連勧告」）では「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。」と勧告されていることに留意してください。	2022年、国連による勧告が行われ、日本の障害者政策の未解決な課題が明らかになりました。そのひとつとして、成年後見制度について精神障害者、知的障害者の法的能力の制限のあり方が懸念され、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」が勧告されました。 障害の有無にかかわらず、本人の意思決定は最大限尊重され、その権利を擁護し、支援する制度が求められていると考えています。 現行の成年後見制度の見直しは民法の改正を伴うものになりますが、本人の意思決定を尊重し、その支援ができるようできる限り改善するようにしていきます。
2	区は「成年後見制度の利用促進」と言っていますが、国連の勧告にもあるように非常に問題がある制度で、意思を表明できない無能力者ということが前提で終生無権利状態に置かれ、後見人はその代理人ですから、ある意味ブラックボックスで、親族であっても何も文句は言えません。当然後見人を変更したり辞任してもらうことなど誰にもできません。区はこのような側面にも目を向けるべきです。	2022年、国連による勧告が行われ、日本の障害者政策の未解決な課題が明らかになりました。そのひとつとして、成年後見制度について精神障害者、知的障害者の法的能力の制限のあり方が懸念され、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」が勧告されました。 障害の有無にかかわらず、本人の意思決定は最大限尊重され、その権利を擁護し、支援する制度が求められていると考えています。 現行の成年後見制度の見直しは民法の改正を伴うものになりますが、本人の意思決定を尊重し、その支援ができるようできる限り改善するようにしていきます。
3	成年後見制度の記載については、国連勧告では「2022年3月に閣議決定された、第二期成年後見制度利用促進基本計画」に対して懸念が表明され、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。」と勧告されていることに留意し、「後見人制度及び信託制度を許可する法律を見直し、代理人による意思決定制度を、個人の自律、意思及び選好を尊重した支援付き意思決定に置き換える法律と政策を開発する行動を起こす必要がある」ことが課題である旨は明記してください。	2022年、国連による勧告が行われ、日本の障害者政策の未解決な課題が明らかになりました。そのひとつとして、成年後見制度について精神障害者、知的障害者の法的能力の制限のあり方が懸念され、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」が勧告されました。 障害の有無にかかわらず、本人の意思決定は最大限尊重され、その権利を擁護し、支援する制度が求められていると考えています。 現行の成年後見制度の見直しは民法の改正を伴うものになりますが、本人の意思決定を尊重し、その支援ができるようできる限り改善するようにしていきます。

意見番号	意見概要	区の考え方
4	<p>成年後見人制度は国連勧告より意思決定を代行する差別的制度との勧告がされていることに留意すること。</p>	<p>2022年、国連による勧告が行われ、日本の障害者政策の未解決な課題が明らかになりました。そのひとつとして、成年後見制度について精神障害者、知的障害者の法的能力の制限のあり方が懸念され、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」が勧告されました。</p> <p>障害の有無にかかわらず、本人の意思決定は最大限尊重され、その権利を擁護し、支援する制度が求められていると考えています。</p> <p>現行の成年後見制度の見直しは民法の改正を伴うものになりますが、本人の意思決定を尊重し、その支援ができるようできる限り改善するようにしていきます。</p>

「基本目標2 安心して暮らし続けることができる地域づくり」

に関すること（6件）

「中項目（3）つながる場をつくる」について（2件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	重点取組2について、メンタルヘルスは誰にでも関係することであることから、区全体における理解促進をすべきだと思います。また、気軽に相談できる体制づくりが必要なのではないでしょうか。	広く区民に対する精神疾患や精神障害の理解促進、メンタルヘルスの普及啓発を図るとともに、精神障害や精神疾患に関する正しい知識を学ぶ機会を創出します。 また、世代や健康（障害）の予防段階に合わせて、インターネット等も活用し、相談を受けやすくするための仕組みづくりに取り組みます。
2	59ページ地域作りについて、最近区内に介護施設が増えています。高齢化社会において介護施設が増えるのは、ある意味で当然のことだとは思います。そこで暮らす人たちや事業者の存在が見えにくいことがあります。区内施設の管理評価体制もきちんとしたいと思います。	厚生労働省から、介護サービス事業所は、非常災害対策の一環として実施している避難訓練等において地域住民の参加が得られるよう、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するよう通知が出ております。また、運営に関する基準では努力義務として、区が実施する事業への協力が規定されています。 これらを踏まえ、各施設では季節ごとに施設を開放して地域住民の方々にもご参加いただけるお祭りなどが開催されております。

「中項目（4）連携して支援する」について（1件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	62ページの相談体制について、敷居の低い相談体制は重要なと思います。また、相談が様々な分野にまたがることが考えられるので、高い専門性を持った職員が協力して対応する体制の確保が問題になるのではないでしょうか。縦割り対応にならないようにしてもらいたいです。	必要なときに必要な支援に繋がるため、支援の入口として敷居の低い相談体制が必要だと認識しています。現在、区民からのご相談に対応する機関は様々存在していますが、それらの相談支援機関が相互に連携し、相談者が必要な支援を受けることができるよう取り組んでまいります。

「中項目（5）安心できる暮らしを確保する」について（3件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	ありとあらゆる有事、災害時を想定し、障害のあるなし、また福祉福祉の専門家、素人、更に国籍等を問わず多種多様な人達から忌憚のない意見を積極的に頂戴して世田谷区全体で医療福祉介護保育中心の街作りを実施していく方法が本当のバリアフリー政策ではないか考えるがどうか。	区として、障害は当事者の心身機能の制約だけではなく、取り巻く社会環境の側にもあるという「障害の社会モデル」の考え方を基本として機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向け、いただいた有事、災害時に向けた情報交換の場の設置も含めた具体的な策について検討してまいります。

意見番号	意見概要	区の考え方
2	「医療ケア児（者）の支援」について、寄付に近いものを募集していましたが、金銭的には集ったけれど、利用する人が少ないとも聞いています。障害を持った兄弟姉妹のいるその兄弟姉妹たちは、精神などのストレスをかかえたり、がまんをすることも多いときっています。それぞれのご家庭と思いをひき出しながら、家族のリラックスの時間の応援することに使うことがあってもよいのではないかでしょうか。	ご意見にもあるように、医療的ケア児だけでなく、障害をもったごきょうだいがいるごきょうだいは我慢することも多く、家族がみんな一緒に行動する機会が少ないというお話は複数伺っています。いただいたご意見を参考にさせていただき、今後もこの支援策に取り組んでまいります。
3	「災害への備えの推進」について、区役所職員や、民生委員が、後期高齢者に対して、地域の民生委員が見回りに来ていただき、自分の病気や健康状況をおはなしして「あんしんカード」を紙に記入項を書き、それを冷蔵庫の扉の内側にプラスチック製のつつに入れてあります。そのような方途は障害児者にもあるのでしょうか。障害によっては避難所では過ごせないからと家で過ごす場合もあります。やはり、後期高齢者と同じく、「あんしんカード」とか、どんな避難をするのか、災害時に役立つ情報は区として把握しておいてほしいと思います。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。

「中項目（6）望むライフスタイルを実現する」について（2件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	家族が入居するグループホームを探してたが、昼間の連絡はとれず、食事は宅配であるなどとても不安である。とても残念で福祉の精神など見当らないが、どこでもそういう方針なのか。しっかりと管理してほしい。	区では、入居されているの方のグループホームでの困りごとや苦情などのご相談を受け、必要に応じて事実確認をおこない、改善するよう指導いたします。また、グループホームの指定は東京都が実施しており、都は事業者指定する立場から指導します。
2	生活の支えである短期入所や移動支援を利用していく上では事業所側に依頼することから始まる。年を重ねていく親も本人も身体の変化や加齢が進み苦労と困難になっているのも事実である。1泊2日のショートステイを異なる事業所で行き来することを管理しながら準備していくことも困難な作業になっている。せめて事業所1ヶ所で数日間のショートステイが続けられる体験が出来ればと思う。 自宅以外の場所で短期入所からグループホームへと暮らしの継続があることをずっと望んでいる。重度対応のグループホームの兆しが見えてきたことは希望もある。今までの積み重ねた暮らしが地域で引き続き実現していくようにと願っている。	短期入所事業所は多くの利用希望者がいるため、利用希望者が平等に利用できるよう宿泊日数を決めていると聞いております。また、令和2年度に障害者施設整備等に係る基本方針を策定し、グループホームの整備を重点課題に掲げております。現在、短期入所を併設した日中サービス支援型グループホームを含めた重度障害者を対象としたグループホームの整備が公有地等を活用して5か所進んでいるところです。 今後も、短期入所を併設した日中サービス支援型グループホームを含め重度障害者グループホームの整備促進策を検討してまいります。

意見番号	意見概要	区の考え方
3	重度障害者の対応経験やスキルがある事業者が限られているのは報酬単価が低すぎることが原因である。通過型グループホームに3対1の人員配置を制度化すれば、常勤職員2人配置が多くの事業所で可能となる。厚生労働省の施策の問題であるが、世田谷区として重要な課題と位置付け、厚生労働省にも機会をみて要望してほしい。	国は、障害福祉サービスに従事する職員の更なる賃金改善に充てることを目的として、障害福祉サービス等報酬で「処遇改善加算」を設けています。この処遇改善加算については、人材の確保定着に向けて令和3年度の報酬改定により、加算率の改定等の見直しが行われております。区としましては、国の動向に注視し施設に対して人材の確保・定着の取り組みを促してまいります。
4	「61.希望する暮らし方を支える体制の強化」について。国の文書における「一人暮らし等」という表現は「一人暮らしやパートナー等との暮らし」を意味するものと思われるので、世田谷区においても「一人暮らし」の後に「等」をつけてください。	いただいたご意見をふまえ、「第4章 施策の取組」「61.希望する暮らし方を支える体制の強化」の文言を修正いたしました。
5	「第4章 同2.同（6）」の「66.グループホームの整備促進」の中に「グループホームから一人暮らし等への移行」についても進めることを記載してください。	いただいたご意見をふまえ、計画内に「グループホームから一人暮らし等への移行」についての記載を追加します。
6	「第4章 同2.同（6）」の「67.障害者入所施設（地域生活移行型）からの地域移行の支援」においても、「グループホーム等の住まいの確保・整備」よりも先に「障害者が希望する一人暮らし等の支援を推進」を掲げてください。	「障害者が希望する一人暮らし等の支援」に関する取り組みについては、「第4章 施策の取組」「61.希望する暮らし方を支える体制の強化」に明記する形で対応しております。
7	「同第4章 同2.同（6）」の「68.精神障害者の居住支援の推進」及び「69.精神障害者の体験宿泊機能整備の検討」の内容については、精神障害者のみならず、長期施設入所や親元で暮らす身体・知的障害者等にも同様に適用されるべきではないでしょうか。	身体・知的障害者等に対する「居住支援」については、「第4章 施策の取組」61から65に記載のとおり取り組みを進めてまいります。また、「体験宿泊機能」については、地域生活支援拠点における「体験の機会・場」の機能として、地域移行支援や親元からの自立等に当たって、一人暮らしの体験の機会・場を提供するための施策の実施に向けて検討を進めております。
8	精神障害者のグループホームは終身ではなく、通過型で退去しなければなりません。精神障害者もグループホームに終身滞在が出来るような制度作りを、ぜひよろしくお願い致します。	精神障害者グループホームは、入居期限の定めのない滞在型と概ね三年で移行を目指す通過型がございます。令和4年度中に開設した7カ所及び令和5年度は8月末までに開設した5カ所の精神障害者グループホームは、全て滞在型のグループホームです。
9	世田谷区では数年前から24時間公的介助保障が一定前進し、知的、重複当事者の一人暮らしも少しではありますが進んでいます。知的当事者の地域生活=グループホームという発想を改め、介助保障と支援体制があれば単身生活が可能であることを行政がまず認識して、知的当事者の必要十分な公的介助保障を行すべきです。	「障害者が希望する一人暮らし等の支援」に関しては区としても重要性を認識しており、具体的な取り組みについて「第4章 施策の取組」「61.希望する暮らし方を支える体制の強化」に明記しております。

意見番号	意見概要	区の考え方
10	<p>特に知的当事者にとっては住まいの確保は困難を極めます。区営住宅の確保とともに借り上げ住宅の抜本的拡充を行うなど居住支援を強化してください。</p>	<p>知的障害者等を含む住宅確保要配慮者への居住を支援するため、住宅セーフティーネットの中核となる区営住宅の供給を引き続き行ってまいります。</p> <p>また、民間借上区営住宅については、社会情勢や居住ニーズの変化に配慮し、再借り上げによる住宅供給の継続を検討します。</p>
11	<p>住まいの借りづらさはグループホームからの卒業の時も大変だと聞いています。民間の事業所が物件を借り上げ、それを障害当事者に使用してもらう仕組みがありますが、そういった事業を行ってくれる事業所が増えないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見は関係所管と共有し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
12	<p>障害者支援施設梅ヶ丘は、交通の便も良く施設もととのっているので、ぜひ精神の障害の方も今後さらに入所できるようになるとありがとうございます。また、体験宿泊の場の一つとしても活用できるといいと思います。</p>	<p>障害者支援施設梅ヶ丘は、障害種別によって利用を断ることはありません。</p> <p>また、体験宿泊の場につきましては、昨年度より1ユニット（10名）を日中通所先を継続したまま夜間支援を受けられる自立体験ユニットを設けております。いただいたご意見が短期間（数日）の体験の場ということと、自立体験ユニット該当にはなりませんので、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>「第4章」の「61.希望する暮らし方を支える体制の強化」の中で、「区内では、日常生活全般に介助や見守り等が必要な方が、重度訪問介護等の障害福祉サービスを利用しながら自立生活をしています。」として、自立生活を明記くださいましてありがとうございます。尚、国の文書における「一人暮らし等」という表現は「一人暮らしやパートナー等との暮らし」を意味するものと思われる所以、世田谷区においても「一人暮らし」の後に「等」をつけてください。</p>	<p>いただいたご意見をふまえ、「第4章 施策の取組」「61.希望する暮らし方を支える体制の強化」の文言を修正いたしました。</p>
14	<p>「第4章」の「66. グループホームの整備促進」の中に「グループホームから一人暮らし等への移行」についても進めるなどを記載してください。</p>	<p>いただいたご意見をふまえ、計画内に「グループホームから一人暮らし等への移行」についての記載を追加します。</p>
15	<p>「第4章」の「67. 障害者入所施設（地域生活移行型）からの地域移行の支援」においても同様に、「グループホーム等の住まいの確保・整備」よりも先に「障害者が希望する一人暮らし等の支援を推進」を掲げてください。</p>	<p>「障害者が希望する一人暮らし等の支援」に関する取り組みについては、「第4章 施策の取組」「61.希望する暮らし方を支える体制の強化」に明記する形で対応しております。</p>
16	<p>国の文書と同様に、「入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行」に加えて「親元からの自立」を明確に位置付けてください。</p>	<p>「第4章 施策の取組」「78.自立生活援助サービスの充実」において「障害者支援施設や精神科病院等から地域でのひとり暮らしに移行した人等」の地域における生活の安定や定着を支援する旨記載しております。この中に「親元からの自立」も含まれるものとして考えております。</p>

意見番号	意見概要	区の考え方
17	「第4章」の「68. 精神障害者の居住支援の推進」及び「69. 精神障害者の体験宿泊機能整備の検討」の内容については、精神障害者のみならず、長期施設入所や親元で暮らす身体・知的障害者等にも同様に適用されるべきです。身体・知的障害者、難病者にも当然適用される余地を持たせてください。	身体・知的障害者等に対する「居住支援」については、「第4章 施策の取組」61から65に記載のとおり取り組みを進めてまいります。また、「体験宿泊機能」については、地域生活支援拠点における「体験の機会・場」の機能として、地域移行支援や親元からの自立等に当たって、一人暮らしの体験の機会・場を提供するための施策の実施に向けて検討を進めております。
18	長期入院者は地域生活が困難な病状の持続・合併症・認知機能の低下など様々な理由があって入院が長期となり、遠方の病院への入院が固定化する状況にある。地域生活が困難であるという状況を開拓するために、地域移行に際しては地域のサポート体制の拡充が欠かせないと考えます。 そこで、「症状を抱えながらも住み続けることができる住まいの確保」「ヘルパー事業所の安定した運営」「ACTのような専門家がチームを作り地域で見守る体制」などがあると、症状と付き合いながらも安全に孤立せず地域生活を継続できるのではないかと考えます。	精神障害者、また精神科病院の長期入院者が退院後に地域において住居を確保することが難しいという課題を認識しております。また、長期入院者が地域移行し地域において安心した生活を継続するためには、居住支援のほか様々な支援、基盤整備が必要です。いただいたご意見を踏まえ、施策の充実に向けて引き続き検討してまいります。
19	グループホーム推進だけでなく、グループホームから希望する一人暮らしやパートナーとの暮らしも実現できるよう移支援してください。	「グループホームから一人暮らし等への移行」については、計画内に記載を追加するとともに、国が新たに示した方針も踏まえ、区としての方向性について検討してまいります。
20	医療的ケア児者の重点取組には、医療的ケア者の生涯にわたる計画が不足していると思います。医療的ケア児支援法の原則に沿って計画を立ててほしいです。18歳以上の居場所の確保など具体的な取組みが立てられる事を望みます。	いただいたご意見は関係所管と共有し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
21	医療的ケア者への支援として18歳以上障害者の通所施設を拡充するとともに居場所作りに取り組んでほしい。	令和2年度に策定した障害者施設整備等の基本方針において、医療的ケア者が利用できる通所施設の整備を重点課題の一つとして取り組んでおります。現在整備を進めている医療的ケア者を含めた重度障害者を対象とした施設としては、東京都住宅供給公社の大蔵創出用地や警察庁深沢宿舎跡地での生活介護及び短期入所併設のグループホームがございます。 また、既存の生活介護施設での医療的ケア者の受け入れ促進のため、医療的ケア者を受け入れる施設に補助金を支給しています。
22	「精神障害施策の充実」について、精神科入院者は精神科以外の病気だと入院できないことがあると聞きました。地域移行の着実な移行を進めてください。特に他の病気の診察はできるかできないかは、大切だと思います。	いただいたご意見を関係所管と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。

「中項目（7）毎日の暮らしをサポートする」について（2件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	国の文書と同様に、「入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行」に加えて「親元からの自立」を明示してください。	「第4章 施策の取組」「78.自立生活援助サービスの充実」において「障害者支援施設や精神科病院等から地域でのひとり暮らしに移行した人等」の地域における生活の安定や定着を支援する旨記載しており、この中に「親元からの自立」も含まれるものとして考えております。
2	75ページの発達障害の増加傾向については、背景について検討する必要があるのではないかでしょうか。これまでに見過ごされてきたケースが、障害者理解の促進によって、多数含まれるようになってきたこともあるのではないかと思います。区全体が、このような問題に対しての理解を深められるとよいと思いました。また、支援については、おそらく現在展開されているものが挙げられていると思いますが、細かな対応をされているのだなと感心しました。	ご指摘の療育を必要とする子どもたちが増加傾向にあることについては、障害に対する理解の促進が背景の一つとして考えられます。発達障害につきましては、引き続き講演会の実施等により障害理解を促進するとともに相談体制の充実や支援機関の連携強化等により支援に取り組んでまいります。

「中項目（8）出かけやすい街をつくる」について（8件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	区内の道路で舗装されていない箇所があり、障害者が外出しやすい道路がある。舗装してほしい。	舗装が老朽化し、傷んでいる区道につきましては、適切に補修し、計画的に舗装の打換を検討してまいります。
2	家族に障害者がおり「車の駐車証」があるのを知っていますが、自転車にもあるといいと思います。表示があれば安心して止められます。 また、とめる場所をスポット的に地面に印していただけたとさらに安心して止められます。長時間は希望しませんが、安心して用事ができると大変助かります。	駐輪環境の向上のため、商業施設等の駐輪場附置義務制度や駐輪場整備費用の助成等により、民間事業者と連携した駐輪場整備を推進しています。 いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
3	「同第4章 同2.」の「(8)出かけやすい街をつくる -外出のハードルを下げる-」の「94.移動支援の実施」において、自立生活への移行ために「地域移行型入所施設」入所者に対しても移動支援事業を積極的に実施していく旨の内容を加えてください。	いただいたご意見をふまえ、「第4章 施策の取組」「94.移動支援の実施」の文言を修正するとともに、今後の具体的な方向性について、検討してまいります。
4	区内の就労継続支援B型に通う利用者について、高齢化など様々な理由で公共交通機関を利用しての通所が困難になっている方が問題になっています。施設までくることができれば一定の時間をプログラムや作業で過ごせる方が、足腰の弱りや体力低下、おっくうさなどでかけられず、結果として生活リズムの崩れ、引きこもり、孤立化など様々な問題がでています。介護保険には年齢も介護度も足りない方も多いですし、少額でも工賃があることがモチベーションの方もおられます。このあたりの対策が何かできませんでしょうか。周囲バスや移動支援など。	いただいたご意見をふまえ、「第4章 施策の取組」「94.移動支援の実施」の文言を修正するとともに、今後の具体的な方向性について、検討してまいります。

意見番号	意見概要	区の考え方
5	8)出かけやすい街をつくる -外出のハードルを下げる- (p78) には電車についての記述が全くありません。電鉄事業者は今後も人員削減で駅員の数を減らす方向性にありますが、視覚障害者や知的障害者にとって無人の改札などで人による支援がなくなることは、危険にも繋がります。出かけやすい街づくりの観点から計画を策定し、鉄道事業者への働きかけをお願いします。	改札の無人化等につきましては、これまでも多くの方からご意見をいただきしております、区では有人改札の維持が望ましいこと、それが不可能な場合について、利用者の方が可能な限り不便なく利用できるよう、国のガイドラインや区条例の基準に沿った整備をしていただくよう各電鉄会社に要望してまいりました。引き続き、適切な対応をいただけるよう各電鉄会社へお伝えいたします。
6	「第4章」の「94.移動支援の実施」において、「ライフステージに応じた様々な体験のための移動支援の強化に取り組みます。」と入れてください、ありがとうございます。この「体験のための移動支援」を「地域移行型入所施設」入所者に対しても適用してください。	移動支援事業につきまして、施設入所中の外出支援は原則対象外となっております。一方で、本事業のより柔軟な運用が求められていることは課題として認識しております。いただいたご意見を踏まえ、引き続き検討してまいります。
7	施策番号95バスの移動について、南北の移動についてはバスが主要な公共手段だと思います。海外では、バスを乗り継いでも同一料金にしているところが少なくありません。高齢者や障害者だけでなく、区民が区内を移動しやすくできるように事業者に働きかけることはできないのでしょうか。	海外では、イギリスのロンドン（地下鉄）やフランス・パリをはじめとして、乗継ぎの回数に関係なく乗車地点からの一定区域（ゾーン）ごとで運賃が設定される「ゾーン制運賃制度」が採用されている例があります。この制度が導入されている背景として、日本とは異なり公共交通機関が補助金（税金）の投入を前提に維持されていること、複数の路線を同一の企業が運営していること、初乗り運賃が日本と比較して高額であることなどの現地事情に留意する必要があります。 日本国内においても、バス同士や地下鉄とバスを乗継ぐ場合に割引制度を設けている例があり、区内においては、一部のバス同士やオンラインマンド交通とバスとを乗継ぐ場合において、交通系ICカードを利用する場合に限り、2回目の運賃を差し引かない制度を導入している事業者があります。また、バスの乗車時にICカード1日乗車券を購入すれば、同一の事業者のバス路線は何度でも乗り降り自由となります。 区としましては、今後も運行事業者と連携し、公共交通の利便性向上に努めてまいります。

意見番号	意見概要	区の考え方
8	外出が困難な障害者が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加や余暇活動等に必要な外出時の支援を行う『世田谷区移動支援事業』を効果的に運営していくためにも、サービス単価の引き上げ等をご検討いただけます。	移動支援のサービス単価については、いただいたご意見を含め、多数の要望をいただきおり、所管課として課題であると認識しています。標準化システム改修や他区の状況を鑑みて、検討を進めてまいります。

「中項目（9）いつでも相談できる」について（8件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	相談支援事業所の数が圧倒的に足りないため、事業所の増加に取り組んで貰いたい。	障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成等を行う指定特定相談支援事業所等が十分でないという課題は認識しております。区では、「相談支援従事者初任者研修」を継続して実施し、指定特定相談支援事業所等に従事する相談支援専門員を確保するとともに、相談支援アドバイザーによる育成を行うことで、今後とも相談支援専門員の確保・育成、指定特定相談支援事業所等への支援に取り組んでまいります。
2	区の介護指導職員を今すぐ充実していただき、障害者の福祉緊急対応を、敏速かつ的確に行える体制を整えてください。	障害者や家族の緊急時等の支援が速やかに行われるよう、地域に必要な機能の整備を進めるとともに、区や民間事業者の福祉人材の確保・養成を図りながら、地域の支援体制を強化してまいります。
3	「第4章 施策の取組 1.障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消」において、「障害支援に携わる職員のための相談支援の指針」を障害当事者との話し合いを通じてブランクシップアップしながら、区職員による相談支援の資質を高めるために活用する旨を明記してください。	「第4章 施策の取組」「2.安心して暮らし続けることができる地域づくり」において、相談支援の充実・質の向上等にむけた個別施策について記載しておりますが、いただいた具体的な取り組みにかかるご意見につきましては、担当所管とも共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見番号	意見概要	区の考え方
4	<p>「同第4章 2.安心して暮らし続けることができる地域づくり」の「(9)いつでも相談できる－一人で悩む当事者・家族を減らす－」の「118.障害者や家族の緊急時の対応」の中に、「緊急時バックアップセンター」と並べて、介護指導職員の役割と福祉緊急対応事業の重要性についてを明記してください。</p>	<p>障害者やご家族の緊急時において早期に対応できるよう、引き続き既存の「福祉緊急対応」制度を的確に運用するとともに、障害者本人が当面の生活を継続するためのコーディネートを行う緊急時バックアップセンター事業のさらなる充実を図ってまいります。いただいたご意見については関係所管と共有し今後の方針の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>「同第4章 同2.」の「(9)いつでも相談できる－一人で悩む当事者・家族を減らす－」において、セルフプランについては、現行の「せたがやノーマライゼーションプラン」と同様に記載してください。</p>	<p>いただいたご意見をふまえ、「第4章 施策の取組」「106.本人の意思決定を尊重した相談支援」の文言を修正いたしました。</p>
6	<p>地域障害者相談支援センター「ぼーと」については、年々地域の中での認知度も増え、居場所の開設も進み、地域の中での障害のある方に関する相談について重要度が増していると思います。課題にあるように専門性・継続性が今後もますます重要なになっていくと思うのですが、気にかかるのがプロポーザルです。運営法人が変われば率直に言って継続性はゼロからになりますので、なんとか専門性と継続性を失わない方法を考えいただきたいです。</p>	<p>地域障害者相談支援センター"ぼーと"は、プロポーザルによる事業者選定をしております。本事業は、複合的な課題を抱える方やサービスにつながらない方等の様々な方への相談支援、地域資源を把握しながら地域の関係者との顔の見える関係づくりと連携支援といった、障害者福祉に関する専門的知識と経験が求められます。</p> <p>本事業を適切に実施するにあたっては、継続的な履行を通じて当該業務に習熟させる必要があることから、契約期間を5年間としております。</p> <p>また事業者選定においては、本事業の受託実績について適切に評価ができるよう、選定委員の意見をもとに、選定基準を検討します。事業者が交代した際にも余裕をもった引継ぎ期間を設けられるようなスケジュールで進めるとともに、丁寧な引継ぎを実施するよう指示し、利用者が不利益なく安心して利用を継続できるよう努めてまいります。</p>

意見番号	意見概要	区の考え方
7	「第4章」の「118. 障害者や家族の緊急時の対応」の中に、「緊急時バックアップセンター」と並べて、介護指導職員の役割と福祉緊急対応事業の重要性について明記してください。	障害者やご家族の緊急時において早期に対応できるよう、引き続き既存の「福祉緊急対応」制度を的確に運用するとともに、障害者本人が当面の生活を継続するためのコーディネートを行う緊急時バックアップセンター事業のさらなる充実を図ってまいります。いただいたご意見については関係所管と共有し今後の方針の参考とさせていただきます。
8	「同第4章 同2.」の「(9) いつでも相談できる－一人で悩む当事者・家族を減らす－」において、セルフプランについては、現行の「せたがやノーマライゼーションプラン」と同様に記載してください。	いただいたご意見をふまえ、「第4章 施策の取組」「106.本人の意思決定を尊重した相談支援」の文言を修正いたしました。

「中項目（10）家族を支援する」について（9件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	障害児を抱えている家庭で夫婦共キャリアを諦めずに済む仕組みを構築してほしい。	就労している保護者が、障害児を育てながら仕事を続けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、関連するサービスなど多様な支援機能の充実に向けて取り組んでまいります。また、児童発達支援や放課後等デイサービスについては、「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方」を整理し、この基本的な考え方を踏まえ、障害児が身近な地域で生活するため、障害福祉計画等に反映させ、施設整備を進めてまいります。
2	計画を見ると、当事者は世田谷区のサービスだけで社会で生きていける形に見えますが、身内と疎遠でない限り、背後には家族のケアがあるはずです。 当事者の家族もサポートする体制が必要だと思います。	本計画において、当事者のみでなく、当事者家族への支援も重要であると考えております、「第4章 施策の取組（10）家族を支援する」に記載の施策（事業）に基づき、介助の負担を軽減するサービスを提供することにより、障害者を介助する家族の余暇時間や就労機会を確保するなど、介助を担う家族の暮らしの豊かさを向上させる選択を支援してまいります。
3	当事者を支える家族への支援もぜひ、計画に加えて下さい。当事者の家族がケアで困っても、相談先(受け皿)がありません。家族も当事者と同じ位にサポートを受ける必要があります。	本計画において、当事者のみでなく、当事者家族への支援も重要であると考えております、「第4章 施策の取組（10）家族を支援する」に記載の施策（事業）に基づき、介助の負担を軽減するサービスを提供することにより、障害者を介助する家族の余暇時間や就労機会を確保するなど、介助を担う家族の暮らしの豊かさを向上させる選択を支援してまいります。
4	ヤングケアラーに関する施策の検討に際して、審議会・協議会の中心となる学識経験者としてヤングケアラー経験者や世田谷在住の専門家にぜひご協力をお願いしてください。	いただいたご意見は関係所管と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。

意見番号	意見概要	区の考え方
5	きょうだい児への支援の強化をお願いします。「きょうだい児」は、障がいのある兄弟姉妹を持つ子どものことです。ケアが必要な兄弟姉妹がいる家族の中で育つ「きょうだい児」は、障がい者本人ではなく、また親でもないからこそ抱えている悩みや問題があります。きょうだい児に向けて支援グループやカウンセリングサービスを提供し、情報交換や支え合いの場といった支援体制を早急に整えて行く必要があると感じています。	病気や障害のある兄弟姉妹がいる「きょうだい児」についても、ヤングケアラーであると認識しており、障害当事者及びそのご家族の支援にあたっては、世話や見守りをしているきょうだいの抱える問題にも目を向け、必要な支援につなげるための取組みを行ってまいります。
6	医療的ケア児の家族への支援が必要。安心してあずける事ができるショートステイの拡大。母親の就労はできているのでしょうか。	就労している保護者が、障害児を育てながら仕事を続けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、関連するサービスなど多様な支援機能の充実に向けて取り組んでまいります。
7	86ページヤングケアラーについて、潜在的に多くのヤングケアラーがいらっしゃると思います。是非、しっかりとした調査を行うなどして、実態解明と対応施策をしていただきたいです。	区では、令和4年度に区立小学校4年生から6年生、区立中学校の全学年、高校生世代の区民を対象に、ヤングケアラーに関する実態調査を行いました。また、学校や児童館、福祉事業者等、ヤングケアラーと接する機会が想定される機関の職員を対象に、ヤングケアラー支援についてのヒアリング調査を行いました。今後はこれらの調査結果をもとに、学校や地域においてヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげられるよう普及啓発に取り組むなど、ヤングケアラー支援を推進してまいります。
8	「緊急介護人派遣」について対象に「愛の手帳4度」を加えてください。	緊急介護人派遣は、身体障害者手帳1級又は2級の方、愛の手帳1度から3度の方、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方、精神科病院に長期間入院し、訪問支援事業により退院に繋がった方を対象とし、保護者や家族が一時的に障害児者の介護ができない場合に介護を提供する事業です。障害のある方の地域生活でのサポートは大切と考えております。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
9	医療的ケア児者への支援として在宅レスパイトの短時間利用と居宅支援との併用を認めてほしい。	在宅レスパイト事業における短時間利用につきましては、他の利用者様からも要望をいただいているところです。利用者の皆様のニーズを把握し、各訪問看護ステーションにも実情を確認しながら、検討を進めてまいります。 また、在宅レスパイト事業による看護師の派遣と居宅サービスの併用につきましては、在宅レスパイト事業での看護師が行うサービス内容と、居宅介護等で行うサービスの内容の重複等について精査した上で、その併用について検討してまいります。

「中項目（11）サービスの質を向上させる」について（8件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	<p>「(11) サービスの質を向上する –より良いサービスを提供する–」の「126.介護人材の確保・育成【重点3】」において、コロナ禍特例による無資格ヘルパー従事の実績を踏まえ、移動支援の資格要件の緩和等、「無資格登録制～OJTによる研修＝緊急介護人としての経験等も勘案～介助従事」といった方向性を検討し、介護人材の確保に資する旨の内容を加えてください。</p>	<p>移動支援事業につきましては、サービスの質や安全性を担保するため、要綱にて従事者の資格要件を定めています。現時点では資格要件の変更の予定はありません。</p>
2	<p>「第4章」の「126. 介護人材の確保・育成【重点3】」において、コロナ禍特例による無資格ヘルパー従事の実績を踏まえ、移動支援の資格要件の緩和等、「無資格登録制」でヘルパー従事できる方向性を検討し、介護人材の確保に資する旨の内容を加えてください。</p>	<p>移動支援事業につきましては、サービスの質や安全性を担保するため、要綱にて従事者の資格要件を定めています。現時点では資格要件の変更の予定はありません。</p>
3	<p>障害のサービスを担う事業者の充実。人材確保の為に賃金の上積みが必須。</p>	<p>「人材の確保・定着」については、区として重要な課題であると認識しており、本計画においても重点取組に位置付け、新たな人材の確保に向けた施策について検討を進めてまいります。</p>
4	<p>重点取組1について、医療的ケアの担い手の支援に力を入れていくのは当然のことだと思いますが、人材の確保は容易でないと思われます。具体的な見通しはあるのでしょうか。施設の整備についても、公有地などの活用とありますが、区内で地域的な偏りが出ないように対応が可能なのでしょうか。</p>	<p>医療的ケアに対応する担い手の育成のため、看護師や介護職、保育士等を対象とした実務研修を実施するだけでなく、修了者が実際の担い手として活躍・定着するようフォローアップや看護師同士が支えあえる仕組みを構築してまいります。また、施設整備については、区内5地域のバランスを考慮しながら、計画的に取り組んでまいります。</p>

意見番号	意見概要	区の考え方
5	87ページ人材育成について、区在住の若い人たちに福祉への興味を持つてもらうことは重要だと思います。一方で、区内の施設で働く人たちに対して、職住近接の環境を整備することも重要なと思います。	いただいたご意見は関係所管と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
6	医療的ケアのできるヘルパーの人材育成に取り組むとともに医療的ケア児者緊急介護人に係る制度を創設してほしい。	医療的ケアが実施できる介護職員の育成については、東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修の周知だけではなく、区の研修補助についてもご案内しているところです。今後、関係所管と通じて、再度研修補助についても周知してまいります。
7	「人材の確保・定着」について、取組の方向性に障害児者の自立を支援技術やチームワークを学ぶ研修の充実とありますが、学ぶのは障害児者ですか。そうなのであれば従来の職業教育にしないでください。	「障害児者の自立を支援技術やチームワークを学ぶ研修の充実」については、障害福祉サービス提供事業所職員等支援者に対する研修を想定しています。いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
8	<p>重度訪問介護に携わる介助者の人数を増やしたい。障害者は年齢を重ねるに従って次第に障害が重くなっています。そのため、障害者にとって介助者の必要性は生涯続きます。やむをえず、家族に介助を求めざるを得なくなります。行政のご担当の方々は、障害者の生活している場所に赴き、介助者と障害者の言葉に耳を傾けてください。</p> <p>また、行政が定期的に重度訪問の介助者を養成してください。そして、養成を終えた介助者候補生を間を置かず事業所に紹介してあげてください。行政の方から事業所に利用者である障害者の意見を心を広くして受け入れ、拾い上げ、事業内容の改善に努めるようにと促してください。定期的な指導をしてください。</p>	本計画の基本理念の実現および本計画期間における行動コンセプトである「当事者の選択を支える」ためには、人材の確保、育成は重要であると考えており、それに向けて「人材の確保・定着」を重点的な取り組みに位置づけています。いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。

「基本目標3 参加及び活躍の場の拡大のための施策」に関すること（36件）

「中項目（12）望むワークスタイルを実現する」について（7件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	<p>障害者の働く場を増やしてください。世田谷区において障害者雇用をしている特例子会社は他の区に比べ非常に少ない状況です。世田谷区が行っている保護的就労の制度の拡充拡大をご検討ください。</p> <p>また、障害を持っていても、合理的な配慮があれば、いろんな才能を発揮できる人がたくさん存在します。職種につきましても、様々なスキルを生かせるよう、増やして欲しいです。</p>	<p>区では、企業への障害理解の啓発と雇用促進のために、地域の産業団体、特別支援学校、ハローワークなどの団体が連携して「世田谷区障害者雇用促進協議会」を設置しており、企業向けの研修会やフォーラム等を開催しております。今後も当協議会の活動を通じて各企業の障害理解を深めていくとともに、障害者雇用の促進を推進してまいります。</p> <p>保護的就労については外郭3団体にて実施しており、職員研修を実施しているほか、新規採用者募集の周知を強化するなど、事業の充実に向けて取り組んでいるところです。今後については、障害者総合支援法等の他の就労支援サービスとの役割分担やニーズなどを踏まえながら、検討を続けてまいります。</p>
2	就労等活躍の場の拡大についてせたJOBは訓練等と並行して働く場の体験ができる機会だと思いますので、今後も拡大して多くの人に利用していただきたいです。	<p>短時間就労など多様な働き方を支援する「せたJOB応援プロジェクト」については、本事業に協力していただける区内企業の開拓を行うとともに、企業の集まりである産業団体等とも連携し、事業のPRを行っているところです。令和6年4月から障害者雇用率制度（法定雇用率）における算定方法が変更となり、一部の方の週所定労働時間が現行の「20時間以上30時間未満」から「10時間以上20時間未満」に緩和されることで、障害のある方の就労環境についても改善される見通しです。せたJOBもこれを機にをさらなる拡大に向けて取り組みを続けてまいります。</p>
3	就労支援ネットワークの強化について、トランスジェンダーによることで就労を拒否されるケースや精神疾患を抱えるトランスジェンダーの就労支援について、就労支援員の研修が必要に思います。ぜひ、研修のプログラムに性的マイナリティの理解についての研修を明記してください。	<p>いただいたご意見もふまえ、本計画が主に寄与するSDGsのゴールに「5 ジェンダー平等を実現しよう」を加えるとともに、ジェンダーに配慮した記載も盛り込み、個別施策を進めてまいります。</p>
4	世田谷区内で知的障害者が働く場を増やして欲しい。A型施設を作ってほしい。また、成人が通える、デイサービスを作って欲しい。	<p>令和2年度に策定いたしました障害者施設整備等に係る基本方針において、特別支援学校からの卒業生の進路等の増え続ける生活介護、就労継続支援B型への施設需要への対応と、障害者の地域移行先としてのグループホームの整備等を重点課題に掲げ優先的に取り組んでおります。今後も、障害者数の推移や制度改正等、社会情勢を見極めながら、引き続き障害者が地域において自分らしく生活できるように施設整備を進めてまいります。</p>
5	保護的就労の拡大。働く意思もあり、能力もあるが、コミュニケーションの力が高くないなど、サポートがあれば働ける障害者はたくさんいると思います。	<p>保護的就労については外郭3団体にて実施しており、職員研修を実施しているほか、新規採用者募集の周知を強化するなど、事業の充実に向けて取り組んでいるところです。今後については、障害者総合支援法等の他の就労支援サービスとの役割分担やニーズなどを踏まえながら、検討を続けてまいります。</p>
6	精神（発達）分野の障害者雇用について、企業への導入支援のうたい文句で、「うまく使えば安く使える」みたいな文言がありますが、大変失礼だと思います。また、短時間でも毎日週5で来てほしいとかの求人が多く、閉口します。毎日同じ所へ通うのが向いている人もいるのでしょうか、ADHDで知能が通常より高い人間には、リモートワークや単発の仕事が向いていることが多いと思います。能力はあるのに、正当に評価されない現状がおかしいと思うし、障害者の雇用をいうときに「単純作業が得意」とか軽作業が向いてるなんて、根本から間違ってると思います。	<p>いただいたご意見は関係所管と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

意見番号	意見概要	区の考え方
7	中度知的障害者でも就労できる特例子会社や保護的就労を世田谷区内に増やしてほしいです。ジョブコーチを付け、支援があれば働く事ができる人がたくさんいます。職種も増やしてほしいです。	区では、企業への障害理解の啓発と雇用促進を目的に、地域の産業団体、特別支援学校、ハローワークなどの団体が連携して「世田谷区障害者雇用促進協議会」を設置しており、企業向けの研修会やフォーラム等を開催しております。今後も当協議会の活動を通じて各企業の障害理解を深めていくとともに、障害者雇用の促進を推進してまいります。 保護的就労については外郭3団体にて実施しており、職員研修を実施しているほか、新規採用者募集の周知を強化するなど、事業の充実に向けて取り組んでいるところです。今後については、障害者総合支援法等の他の就労支援サービスとの役割分担やニーズなどを踏まえながら、検討を続けてまいります。

「中項目（13）みんなで学ぶ・楽しむ・考える」について（29件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	子供が療育に通っているが、エビデンスベースドの療育が圧倒的に少ないように感じる。課題が明確で、そこに対しての成果や成長をしっかりと追えたり、応用行動分析学など理論に基づき効果の認められているものを推進してほしいと思う。応用行動分析に基づく訪問セラピーなどは受給者証対象外であるがそこへの助成も求める。	区では、「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方」を整理して、通所施設の開設時には、療育プログラムや人員配置、安全対策等に関する助言や聞き取り等を実施し、開設後も施設への巡回訪問や人材育成の支援等、療育の質の維持や向上に向けて取り組んでおります。いただいた療育に関するご意見については、通所施設の連絡会等で共有し、今後の参考にさせていただきます。
2	幼稚園で合理的配慮を受けられなかった、転園した、入園を諦めたケースが身边で数件あった。障害のある子どもに必要な合理的配慮を求める。スクールシャドウのような形でしっかりとトレーニングされた人材が加配につきそれを療育の一環とすることは難しいのであろうか。また保護者へのケアが薄く、子供の発達、将来への悩みを多く抱えている保護者がたくさんいる。障害者の進路や将来に関する情報や継続的に支援してくれる区の担当者などもっとつながり関わりを増やしていくいかないか。	教育委員会では、区立幼稚園・区立認定こども園に入園した配慮を必要とする園児に対して、心理教育相談員等による就園相談を行い、職員の加配が必要と判断した場合に園児に対して介助人材の加配を行っております。加えて、配慮を必要とする園児へよりきめ細かい対応を行えるよう研修の実施、児童発達支援施設等の専門指導員と一緒に対象園児の様子を観察し、その後職員へのアドバイスや意見交換等を行う巡回技術援助指導、保育所等訪問支援の受け入れを行っております。 また、各園では未就園児の会などを開催し、子育て家庭が園の職員や他の保護者と情報共有できる場を設けております。 保護者の子育てに関する不安を和らげるための手助けとなるように、子育て支援に関する周知を強化してまいります。
3	就学に関してはインクルーシブと言いながら支援級に障害のある子どもを分けている。個々のケースはあると思うが基本を原学級主義にすべきだ。原学級の中で当然サポートする職員が必要だと思う。正しい知識と理論、方略を用いなければ問題行動が勃発し、同じ空間で過ごすことが難しくなると思う。そういう面でも海外の事例を参考にエビデンスに基づく支援や介入を求める。また子供たちの偏見を生むことがないよう早期から障害児と関わる機会を持ち相互理解を深めていただきたいと思う。	教育委員会では、障害や発達の特性のある児童・生徒の教育のため、どのような支援が望ましいか等を保護者の方と一緒に考える就学相談を実施しております。就学相談では、通常の学級、特別支援学級及び特別支援学校における指導内容や方法、教育環境等に関する情報についてもわかりやすく提供し、多様な選択肢のもと、お子さんや保護者の意向を最大限に尊重し、共に、お子さんが実りのある学校生活を安心して送ることを考えるようにしております。 支援については、お子さんの状況や学級により、学校包括支援員、特別支援学級支援員および学校生活センターにより、配慮が必要なお子さんに対する支援を行っており、研修等を通じて、資質や支援に関する向上を図っております。 子どもたち同士の関わりについては、通常の学級と特別支援学校に在籍する児童・生徒との副籍交流、特別支援学級に在籍する児童・生徒との交流学習を通じて、関わりあう時間を設けております。さらに、障害福祉部と連携し、区立小学校4年生向けに障害者に対する理解や合理的配慮の提供等について記載したパンフレットの配付や、学校からの希望により出前講座を実施しています。

意見番号	意見概要	区の考え方
4	重点施策に、発達障害児支援を入れていただきたいです。げんきやすまいるルームなど、既に整備されている部分はあります、それぞれの連携や、進学に関する支援、働く親への支援など、拡大の余地があると思います。	本計画における「重点的な取組み」は、各種協議会におけるこれまでの議論、障害者（児）実態調査、庁内ヒアリング、国連勧告等に基づき、7項目に絞って設定しています。いただいた「発達障害児支援」に関する個別の施策については「第4章 施策の取組」において記載しており、これらに基づき施策を展開、検討してまいります。
5	言語療法士の数を増やして、言語発達が遅れている発達障害の子どものフォローを更に伸ばして欲しい。	いただいたご意見は関係所管と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
6	インクルーシブ教育を健常者児童やその保護者が拒否できる仕組みを必ず導入してほしい。個人的な経験として障害児に不愉快なことをされた経験があり、子供には関わらせたくないため。	条例の主旨を踏まえたインクルーシブな地域共生社会の実現に向けては、住み慣れた地域の学校で、共に学び、共に育つインクルーシブ教育を推進し、次世代を担う子どもたちが、互いに理解を深め、互いに支えあい、多様性を尊重する意識を育むことが重要であると考えております。同時にそれぞれの子どもたちが安心して学べる環境も整える必要があり、個別の教育ニーズに応じた合理的な配慮をしてまいります。
7	「背景・課題」の項目で「インクルーシブ教育の充実に向け、・・・区立学校の通常学級に在籍し、支援を必要としている児童・生徒へ合理的な配慮を行う基準が定まっていないことが課題となります。」とありますが、合理的配慮は「合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、個別に決定対応されるもの」なので、基準を定めて一律に提供するものではありません。	いただいたご意見もふまえ、文章を修正させていただきました。
8	「取組の方向性」の項目で、「すべての子どもがより安心して学べる環境の実現を目指すためのインクルーシブ教育ガイドラインを策定」とありますが、その場が「通常学級」であることを明記し、「すべての子どもが通常学級で安心して学べる環境の実現・・・」等としてください。	いただいたご意見もふまえ、計画内の文言の使い方等について引き続き精査してまいります。
9	「参加及び活躍の場の拡大のための施策」の項目で「学校教育においては、一人ひとりの特性に応じた個別最適な学習環境の充実とともに、共生社会に向けたインクルーシブ教育を実現する・・・」とありますが、「特性に応じた個別最適な学習環境の充実」は国連勧告で批判されている「特別支援教育」につながる表現だだと思いますので、「一人ひとりの求めに応じた合理的配慮を提供し、共生社会に向けた・・・」等の表現にするか、または「一人ひとりの特性に応じた個別最適な学習環境の充実とともに、」を削除する等の修正をしてください。	いただいたご意見もふまえ、文章を修正させていただきました。
10	自分から福祉に繋がろうとポジティブに考える人はあまりいない。実際に病院に繋がっていない人もいる。自分も通院当初は自立支援医療のことを知らないで通院していた。使える資源も分からなかった。病院の説明だけではわからないから、通院を始めたばかりの人へのアプローチや助言をピアサポーターで行うことはどうか。診察待ちの時間とかに声をかけたり、ピアサポーターのチラシを病院の受付に置いたりするはどうか。 さらに困り事の対応だけではなく、余暇活動もピアサポーターと一緒に行えるとよい。	サービスや支援につながりにくい方への支援や情報発信は課題であり、障害者やその家族にとって必要な情報、希望する情報が得られるようにする必要があると認識しております。 いただいたご意見もふまえ、医療機関をはじめ、地域における様々な機関、場において当事者、ピアサポーターの経験、力を生かした協同、活躍の機会の拡充を進めてまいります。

意見番号	意見概要	区の考え方
11	病院に入院していた経験のある者として、病院のカンファレンスにピアソポーターも参加したい。訪問看護の時間とか回数がどれだけ必要か、当事者だからこそ助言できることがある。さらに診察に一人で行けない人もおり、治療を中断した人もいるので、ピアソポーターが同行などをサポートできるとよい。	いただいたご意見もふまえ、医療機関をはじめ、地域における様々な機関、場において当事者、ピアソポーターの経験、力を生かした協同、活躍の機会の拡充を進めてまいります。
12	移動支援にピアソポーターがいてもいいのではないか。	移動支援事業につきましては、サービスの質や安全性を担保するため、要綱にて従事者の資格要件を定めています。現時点では資格要件の変更の予定はありません。
13	ピアソポーターをどのように活かすか、まだまだ社会的な認知度は低い。世田谷区精神障害者ピアソポーター養成・活躍支援事業も先がわからない。活動できる場所がもっと増えてほしい。	障害のある当事者同士が自身の持つ経験を生かしながら活動するピアソポーターについては、国の障害福祉サービスにおいても制度化される等、その有効性や必要性が明示されてきていますが、未だ社会的認知度は低いと認識しております。 「世田谷区精神障害者ピアソポーター養成・活躍支援事業」を効果的に展開しピアソポーターの養成と活躍先の開拓を進め、ピアソポーターについて普及啓発し、精神障害の当事者支援に効果的な役割を果たすことが可能なピアソポーターが活躍する地域づくりを進めてまいります。
14	32ページの「合理的配慮を行う基準が定まってないことが課題」は個々に対応すべきことなので、基準を決めてはいけない。	いただいたご意見もふまえ、文章を修正させていただきました。
15	「障害理解教育の充実」というような「理解しなくてはいけない」という言葉は医学モデルの言葉。医者じゃないので、理解しなくともつきあっていけるようにすることが大事。また、「取組の方向性」——すべての子どもがより安心して学べる環境の実現——だと分離する場も了解されるため「分離されない共に学べる環境」と入れる。「個別最適」という言葉は「共に学ぶ」教育の言葉ではなく、最小限に分離されているので全て取ること。さらに「笑顔で過ごせる環境の整備」とあるが、感情の種類を決められるのは不快。最後に分離教育は分離した社会を生む。フル・インクルーシブ教育は共に生きる社会の礎であることを明記すること。	いただいたご意見もふまえ、計画内の文言の使い方等について引き続き精査してまいります。
16	重点取組6について、障害者が通常の学校を利用するという表現に違和感があります。インクルーシブな教育を推進するのであれば、通常の学校に行くのは当然のことなのではないでしょうか。	障害者の権利に関する委員会の日本の第1回政府報告に関する総括所見の、国による仮訳では「全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること。」とあるため、このように記載しております。
17	施策番号154大学などへの修学支援について、区内には大学が複数あるので、協力してもらいたいと思います。区内にある大学が、先進的な取組をすることで高等教育においてもインクルーシブな教育が促進されると思います。	いただいたご意見については、関係所管と共有し、また、大学等へ周知を行っていきたいと思います。

意見番号	意見概要	区の考え方
18	施策番号159パラリンピックについて、パラスポーツの理解推進の必要性については同意しますが、オリンピックやパラリンピックを殊更に強調する必要性があるのでしょうか。	パラリンピックはメディアや社会的な関心の高い世界的なスポーツの祭典であり、パラリンピックの普及啓発の取り組みにより多くの人々に関心を持っていただくことで、障害に対する意識の変化や理解が深まり、共生社会の促進に寄与されると考えます。
19	インクルーシブ教育推進に向けた土台作りについて、就学相談以前に、保護者の不安や心配事を事前にキャッチでき、支援級への進級の他にも複数の選択肢が提示できるとよい。できればオーダーメイドの教育確保が望ましい。 一方、誰もが共に学ぶことは理想だが、小学校中学年くらいから同級（普通級）の児童や保護者から学習の進め方等について不満が出てくると、当事者から聞いたことがある。インクルーシブ教育は、現行の教育の在り方を根底から考え直す機会ともなるのではないか。	現在、就学に対する情報については、ホームページを通じて情報を掲載しております。今後、インクルーシブ教育の推進に向けて、切れ目のない支援をより充実させていくために、就学に対する不安解消や情報提供の在り方について、検討してまいります。 また、今後、インクルーシブ教育について普及啓発を行い、インクルーシブ教育の理解促進を図ってまいります。
20	インクルーシブ教育の充実に向け、現場を担う教職員に対し、支援や指導の実践事例などの情報が不足している現状があります。また、区立学校の通常学級に在籍し、支援を必要としている児童・生徒へ合理的な配慮を行う基準が定まっていないことが課題となります。とあります、合理的配慮は個々に対応されるものです。基準など定める必要ないと考えます。合理的配慮と個別支援は異なること。こちらを「区立学校の通常学級に在籍し、支援を必要としている児童・生徒に対する合理的な配慮が正しく理解されていないことが課題となります。」としてはいかがでしょうか。	いただいたご意見もふまえ、文章を修正させていただきました。
21	すべての子どもがより安心して学べる環境の実現を目指すためのインクルーシブ教育ガイドラインを策定とありますが、これでは、安心して学べる環境が分離された場でも良しとされてしまう。子ども時代からいろいろの人と接することで、その人の特性を理解することで優勢思想に陥ることを少しでも防げることができます。 「すべての子どもが通常学級で安心して共に学べる環境の実現を目指すためのインクルーシブ教育ガイドラインを策定」としてはいかがでしょうか。	いただいたご意見もふまえ、計画内の文言の使い方等について引き続き精査してまいります。
22	区立の普通級や支援学級に通う医療的ケア児（人工呼吸器含む）は支援学校に比べると児童数が少なく、直面している困難や課題の集約が難しいのではないか。福祉と教育が連携し、離職防止の観点から親の付き添い解消、当事者の意見を反映した医療的ケアガイドラインの作成を希望する。文科省の出している医療的ケアの対応に準じて策定していただきたい。	教育委員会と区では、現在、（仮称）学校等における医療的ケア実施ガイドラインの策定を進めております。いただいたご意見は策定の参考にさせていただきます。

意見番号	意見概要	区の考え方
23	障害のあるなしで学ぶ場を分離されず、全ての子どもが同じ土俵で共に学び共に育つ権利のためにフルインクルーシブな教育の確保が必須です。国連で言われているインクルーシブの概念を保護者、先生、スクールカウンセラー、子どもに関わる全ての人が理解することが大切だと思います。	現在、教育委員会では、せたがやインクルーシブ教育ガイドラインの策定を進めており、インクルーシブ教育を推進してまいります。また、今後、インクルーシブ教育について普及啓発を行い、インクルーシブ教育の理解促進を図ってまいります。
24	教育センターが世田谷区のインクルーシブ教育の推進拠点として専門家の講座や研修会など学ぶ場所として活用されるように明記して下さい。	いただいたご意見もふまえ、計画内の文言の使い方等について引き続き精査してまいります。
25	「インクルーシブな教育推進に向けた土台づくり」について、親御さんにとって教育・相談は重いハードルになっています。土台作りというからにはすぐに手をつけないということですか。国連からはすでに厳しい判断をつけられました。インクルーシブ教育を一日でも早く始めることをお願いします。	現在、教育委員会では、せたがやインクルーシブ教育ガイドラインの策定を進めており、インクルーシブ教育を推進してまいります。また、今後、インクルーシブ教育について普及啓発を行い、インクルーシブ教育の理解促進を図ってまいります。
26	32ページ「支援を必要としている児童・生徒へ合理的な配慮を行う基準が定まっていないことが課題」という記載について、合理的配慮は各個人に対応されるべきものなので、基準を定めるべきではない。合理的配慮と個別支援は違う。区立学校の通常学級に在籍し、支援を必要としている児童・生徒に対する合理的な配慮を正しく理解することが課題である。	いただいたご意見もふまえ、文章を修正させていただきました。
27	50ページ「重点取組6 インクルーシブ教育推進に向けた土台づくり」の記載について、まず、すべての障害のある子が通常学級で共に学ぶインクルーシブ教育の実現やインクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保障し、教職員に対するインクルーシブ教育に関する研修の確保が求められている」とする。障害理解教育を「人権教育」とする。さらに区がめざすインクルーシブ教育の姿が明記されていない。取り組みの方向性の表現が曖昧。「区が目指す全ての障害のある子が通常学級で学ぶインクルーシブ教育の姿を共有し」とする。	いただいたご意見もふまえ、計画内の文言の使い方等について引き続き精査してまいります。
28	83ページに記載の「114 教育相談の充実」について「センターがインクルーシブ教育推進の拠点となるよう、情報の発展等の充実を図る」を入れる。	いただいたご意見もふまえ、計画内の文言の使い方等について引き続き精査してまいります。
29	91ページ「3.参加及び活躍の場の拡大のための施策」について、障害者が社会の中で参画することは、全ての人がより豊かに生活できる社会の実現につながる。「全ての人々が豊かに生活できることが期待できます」を入れる。また、「一人ひとりの特性に応じた個別最適的な学習環境の充実」は特別支援教育の内容なので、分離教育に進む可能性がある表現は削除すべき。	いただいたご意見もふまえ、計画内の文言の使い方等について引き続き精査してまいります。

「基本目標4 情報コミュニケーションの推進のための施策」に関すること（2件）

「中項目（14）情報取得・発信手段を確保する」について（2件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	「情報コミュニケーション・アクセス手段の確保」について、障害を持った方の情報コミュニケーション・アクセス手段を区及び居住によっては、同じ建物の中の住人に把握してほしいと思います。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
2	特に発語に問題がある障害者が入院した場合、医療者側と患者側の中間に介助者を介在させてほしい。そうすることで意思疎通が成立し、治療効果が上がると思う。	入院など環境が変わった場合も、障害の有無に関わらず意思疎通が円滑に行われるよう、いただいたご意見もふまえ、検討してまいります。

既存のサービスに関すること（6件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	7つの重点取組にて「精神障害施策の充実」を取り上げている。しかしながら、心身障害者福祉手当では精神障害者は手当額が少なかったり、手当がない状態は不適切と考える。特に世田谷区は家賃などの生活費が高く精神障害者は困窮しているため、手当の支給が必要と考える。精神障害者手帳2級にも手当が支給されるよう要望したい。	区の心身障害者福祉手当は、東京都の条例をもとにした制度で、区では、平成29年4月から新たに区の独自財源で精神障害者に心身障害者福祉手当を支給するため、支給目的等について検討し、社会参加の難しい重度の方に支給することとし、精神障害者保健福祉手帳（以下手帳）1級の方を対象といたしました。平成30年度以降、精神障害者施策の充実を図っているところであり、現時点では、画一的な経済的支援よりも、地域で自立した生活を目的として、一人ひとりに応じた就労支援や、医療、住まい、社会参加などの整備に充てることで、精神障害者が地域で自立した生活ができる環境を整備していきたいと考えております。
2	障害児のいる家庭で都外より転居してきたが、放課後デイサービスも移動支援も空きがなく利用できていない。就労もできない。早急な改善をお願いしたい。	区では、「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方」を整理して、放課後等デイサービスを含む障害児通所施設等の整備に向けて検討を進めております。 また、ご意見いただいた移動支援や、就労を含めたその他の施策の強化、促進についても、本計画の行動コンセプトである「当事者の選択を支える」ことができるよう、引き続き検討を進めてまいります。
3	訪問理美容サービスについて、世田谷区は介護認定3以上の方はチケットが年6枚自己負担1000でできる制度があります。高齢者が増えて審査も厳しく3から2に下がるとチケットは使えなくなります。介護認定が2の方もお店に行けない方もいます。特に一人暮らしの方は難しいかもしれません。ますます高齢者が増えるにあたって、2の方もチケットが使える制度も考えて見てはいかがでしょうか。	区では現在、要介護3～5で65歳以上ねたきり等の高齢者及び身体障害者手帳1・2級、又は愛の手帳1・2度でかつねたきり等の障害者に対し、訪問理美容のサービスを提供しております。いただいた本事業に対するご意見については、関係所管に共有の上、今後の参考にさせていただきます。
4	放課後等デイサービスの利用者負担について、我が家は共働きで贅沢もしていませんが、夫の年収がすこし上がったため、所得制限になってしまい、子供の放課後等デイサービスの利用料が高額になってしまいます。そのため利用日を減らそうかどうかいつも考え、なんのためのサービスだろうと悶々と悩んでいます。本来は国がうごくべきことかとおもいますが、どうか区でもご検討いただけますと幸いです。	障害児の負担上限月額は、保護者の属する世帯の所得に応じて「生活保護受給世帯：負担上限月額0円」「区市町村民税非課税世帯：負担上限月額0円」「区市町村民税課税世帯（所得割28万円※未満）：負担上限月額4,600円」「左記以外：負担上限月額37,200円」の4区分に設定されています。所得に応じて負担上限月額を設定する「応能負担」の仕組みにより負担上限月額を設定するため、上限月額に差が生じておりますが、児童福祉法に定められた制度となっておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

意見番号	意見概要	区の考え方
5	少なくとも世田谷区独自の地域支援事業（移動支援など）での賃金見直しを求めます。また、ヘルパーの推薦登録を導入して少しでもハードルを下げる必要です。また当事者の立場に立って考えると、自己責任で事業所を探す現行の仕組みは公的責任の放棄です。行政責任で、派遣を求める当事者と派遣可能な事業所をつなぐマッチングシステムの導入も必要ではと考えます。	いただいたご意見は関係所管と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
6	救急通報システムで、連絡先を引き受けてくれる人を個人が探すのは困難な方もいるので、民間の業者が利用できるというのは、部屋を借りるときの大家側の安心感にもつながるのではないかと思います。	救急通報システムに関しては、令和2年度の制度改正で地域通報協力員制度を廃止させていただきましたが、現在も緊急連絡先の記載が必須となっております。一方で単身の障害者の方の緊急連絡先が見つけづらいことも認識しております。そのことを踏まえ、今後所管課として本サービスをどのように運用していくか、幅広く利用していただけるか引き続き協議していきたいと考えています。

今後の施策への提言（3件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	発達障害、軽度の知的障害があると思われる方が、生活に困窮することが多く感じている。ご自身に発達障害があるかを検査したいと思っても、心療内科に行き、検査費用が1万円以上かかる現状で、自分の状態を調べる事が出来ない人も多い。区の保健センターで検査を無料で受けができる、それを医療機関でも使える「診断」として利用できるようになるといいと思っている。	発達障害に関するご相談については、各総合支所に配置する専門の相談員（発達支援コーディネーター）や発達障害相談・療育センター「げんき」、世田谷区保健センター等でお受けしており、必要に応じ関係機関と連携しながら支援を行っております。 区では、ご指摘のような無料の検査は行っておりませんが、発達特性に起因する生活上の困りごとへの対応や、検査機関に関する情報提供は上記のとおりご相談いただくことができます。 なお、世田谷区保健センターでは、障害に関わるご相談をお受けする中で状況に応じ心理検査を行う場合がございますが、あくまで今後の支援方針を検討するための評価の一つとして実施する検査であり、ご指摘のような検査のみを目的とした対応は行ってございませんので、この点ご理解いただければと思います。
2	当事者さんとお話しして思いついた事を箇条書きさせて頂きます。 ・訪問看護だけでなく訪問診療、訪問薬剤師の充実 ・LGBTQの当事者さんの相談窓口(電話窓口)の開設(生きづらい思いをしている方が多く相談できないでいる当事者さんがいるので) ・自殺防止の他、自傷行為の依存性に対する支援と衝動が起きてる当事者さんの相談窓口(電話窓口)の充実 ・薬物、アルコール、ギャンブル等のアディクションで苦しんでる当事者さんやその家族や周囲の人達の相談窓口の充実 ・医療やぼーとや地域活動支援センターや訪問看護やヘルパーや作業所等につながる必要があるのに当事者さんが精神的体力的にやる気や気力がでなく繋がれない方のフォローするシステムの充実 ・ストーカー対策や性暴力対策の充実(教育や啓発含む)また被害者の心のケアは勿論の事加害者のケア	いただいたご意見については担当所管とも共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。

意見番号	意見概要	区の考え方
3	他自治体でも最近導入している「障害者支援のアプリ」の導入を希望します。健常者が、行きたいところや住みたいところ、食べたいところを普通に自由に選択するように、障害のある方も同じで行きたいところ、住みたいところ、食べたいところを自分で選択してアプリを活用してスムーズに安心して過ごしてほしいと思いました。高齢者でアプリの使い方などが分からぬという場合には施設や自治体で人を集めて、レクチャーするのもよいと思います。また、障害を持つ方の作品や展示のお知らせ、スポーツイベントのお知らせ等もタイムリーに発信できると思います。	いただいたご意見をふまえ、本計画における行動コンセプトである「当事者の選択を支える」ため、また、障害理解促進のための施策を周知するための施策について、民間事業者が作成するアプリの活用も含め、検討してまいります。

その他（3件）

意見番号	意見概要	区の考え方
1	「2.第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」の対象者に、認知症の者を含むのかどうか。仮に、認知症の高齢者を含むのであれば、計画の内容は、かなり変わってくると考える。	第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）は、認知症の方を含む高齢者を対象に、「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念とし、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画として策定を進めています。
2	p.113基礎資料について、政策に関する基礎資料が現時点を見られないというのは、少し残念に感じました。インクルーシブな政策を促進しようという区の姿勢は高く評価したいと思いますが、障害者と健常者を区別しているのではないかと思われるような表現が、若干気になりました。これまでの施策による影響などもあるのかもしれません、障害者が望む生活を区内でできるようにするという視点を持ってもらいたいです。多様性の理解が進んで、インクルーシブな社会になることを望みます。	「第7章 資料編」については、今回お示しした案において記載をさせていただいております。 いただいたご意見は次回の計画策定の際の参考にさせていただきます。
3	区民の主体性を尊重し、一つひとつの施策においても区民一人ひとりがチカラをもっている主体であることを尊重した文言にしてほしい。また、コロナ禍で多くの人が多くのものを失い、当たり前が当たり前じゃなくなった経験をみんなが体験したなかで、死別だけでなく、あらゆる喪失体験がグリーフにつながることを前提とした内容にしてほしい。また、グリーフは自然で健康な反応であり、病気ではない。グリーフを抱えたときに必要なことは、「グリーフ・インフォームド（グリーフにかんして理解のある）」サポートおよびコミュニティであることを踏まえた内容にしてほしい。	いただいたご意見もふまえ、計画内の文言の使い方等について引き続き精査してまいります。